

道教組

2019年6月27日発行

DOKYOSO NEWS VOL.548

教職員とその家族を守る
全教自動車保険

5つの特徴

- ①無事故割引を引き継ぎます
- ②団体扱い割引を10%に拡大
- ③家族の車もまとめるとさらに割引
- ④退職者もメリット引き継ぎで安心
- ⑤申し込んだその日から安心

有限会社 川上企画

(道教組指定代理店)

札幌市中央区大通西12丁目4-78

TEL:0120-222-789 FAX:011-218-2472

先日のトランプ大統領の来日で、安倍首相はF35戦闘機100機以上の「爆買い」を約束しました。この爆買いの

「選挙へ行っても…」と思う方もいるかもしれませんが、もちろん、たった1人で政治を変えることは困難です。しかし、投票率がたった1%ふえるだけで、全国では100万票もふえて、政治を変える大きな力になるのです。政治は、一人ひとりの民意の積み重ねによって決まります。多忙化解消の問題、年金の不安、平和への思い、そうした切実な要求について、「傍観者」ではなく、「当事者」になる仲間を増やしていけば、政治は変えられます。

予算の使い方が変われば、長時間過密労働解消も実現できる

投票率1%増で100万票ふえる
国民の意思で政治は変えられる

7月21日の参議院選挙は、日本の将来に関わる大切な選挙です。道教組は「選挙に行つて政治を変えよう」を合言葉に、選挙に積極的に参加することを呼びかけています。

参議院選挙 投票しよう！
政治が変われば、世の中も学校も変わる！



半分以下の予算で、1日の持ち授業数の上限を4コマとするのに必要な教員定数増を実現できるのです。政治が変われば予算の使い方が変わり、教職員の長時間過密労働を解消することができます。

参院選の意義と課題について
職場での論議を広げよう

道教組は、組合員の政党支持の自由・政治活動の自由を保障する原則を堅持しながら、諸要求にもとづく職場からの運動と結んで、参議院選挙の意義と課題について職場論議を広げること提起しています。

主権者として誰に投票するかを考えるには、情報を集める努力が重要です。左の表は、各党の教職員長時間過密労働対策です。その他、選挙公報などを参考に政策を見比べ、職場での論議を広げましょう。

各党の教職員長時間過密労働対策

●自民党「自民政策BANK」

ICTによる校務の情報化を進めるとともに、学校の指導・事務体制の効果的な強化、サポートスタッフや部活動指導員の配置促進、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）と地域学校協働活動の一体的な推進、教師の養成支援、採用と研修の一体改革を進め、「チーム学校」をつくる。

●公明党「成長戦略2019」

学校の指導・事務体制の強化・充実、学校・家庭・地域の連携・協働の推進、ICT環境整備等による学校の働き方改革を推進する。ICT活用による学びの個別最適化や、遠隔教育を推進する。小学校高学年の教科担任制の導入や教員免許・教職員配置・教育課程を抜本的に見直す。

●立憲民主党「立憲民主党基本政策」

一人ひとりの子どもがきめ細かい教育を受けられるよう、義務教育における少人数学級をさらに推進する。

●国民民主党「国民民主党新しい答え2019」

人工知能・IoT・VR・ブロックチェーン等の先端技術を活用して、学習・教育効果の向上、自動化・効率化等、従来の教育の仕組みに大きな変革を起こす。

●日本共産党「教職員の働き方を変えたい」

教職員の異常な長時間労働をなくすため、教員の授業持ち時間数の上限を定め、そのための定数改善計画を行う。学校の業務削減を、国と自治体、学校現場の双方から推進する。教職員の働くルールを確立する。公立、私立での非正規教職員の正規化と待遇改善を進める。

教職員の選挙活動

参議院選挙にあたって、文部科学事務次官名で「教職員等の選挙運動の禁止等について（通知）」が発出され、多くの職場では管理職によって配布されたことと思います。

「禁止等」という通知を見て、ある職場では、若い先生が「先生は選挙で投票できないんだ」と発言したという話もあります。また、選挙について職員室で話題にすることがタブーであるかのような雰囲気も広がっています。

しかし、すべての選挙活動が禁止されているわけではありません。公職選挙法等で、下の図にあるように、教育公務員として禁止されている活動があります。そのことを理解した上で、1人の主権者として積極的に選挙に参加することが大切です。

ひとりの有権者として勤務時間外にできることは...



投票に行くこと

憲法で保障された選挙権の行使

選挙に関する報道を知る
憲法で保障された表現の自由

政治課題について考える
憲法で保障された思想・信条の自由

友人・知人と選挙の話を
憲法で保障された言論の自由

街頭宣伝を見に行く
単に参加するのは可。(人事院規則14-7の運用方針)

各政党の政策を比較するなどの学習会をすること
組合内など非公開の会合の場合は認められる(人事院規則14-7の運用方針)

教職員として、してはならないことは...



特定の政党、候補者について賛成または反対する意見を児童生徒や保護者に対して明らかにすることはできません!
教育基本法、教育公務員特例法、公職選挙法、人事院規則に規定あり。

学級通信に政党・候補者のことを書く **×**

保護者に投票の勧誘をする **×**

候補者の推薦に関与、後援団体を結成すること **×**
街頭・集会などで特定の政党や候補者を支持又は反対する意見を述べること **×**
選挙のため、学校のコピーやFAX等を使うこと **×**

※この資料は、2016年参院選の際に、宗宗教職員組合が作成したものです。

いう仕事をしています。教職員自身も主権者としての権利(国民の一人として、政治活動・選挙活動の自由)をしっかりと行使してこそ、本来の教育ができることとなります。先日送付した、全教新聞参議院選挙号外も、ぜひ活用してください。

「せんせい ふやそう」 戦闘機の爆買いではなく、教職員の定数改善こそ!

ネット署名に **change.org** ご賛同を!

スマホのバーコードリーダーをかざすと署名の画面につながります。



せんせい ふやそう 検索

最終集約は、8月30日です。目標の5万筆に向けて、今後もとりくみをお願いします。



せんせいふやそうキャンペーン実行委員会は、6月21日に、せんせいふやそうキャンペーン第一次署名集薬酒買を行いました。集会では、各県の様々なとりくみの様子が報告されました。各地で、立場を超えて教職員定数の抜本的改善を求める「せんせいふやそう」の世論を広げるとりくみが展開されています。集会時の賛同者数は、15906筆でした。道教組事務所にも、たくさんの一筆署名が寄せられています。

せんせいふやそう署名 第1次集約15906筆

道教組青年部プレゼンツ

オトナの宿泊学習 in 旭川

紅葉と温泉とボーリングの旅
...つまり盛りだくさん(笑)

申込締め切り **7月20日**

と き: 2019年9月14~15日
と ころ: 旭川市・上川町
参加費: 実費 (朝食、昼食、ボーリング、お土産)

主催: 旭川市教育委員会(道教組) 青年部
共催: 旭川市教育委員会(道教組) 青年部
協賛: 旭川市教育委員会(道教組) 青年部
申込先: 旭川市教育委員会(道教組) 青年部
〒951-8501 旭川市南10条1丁目1番1号 旭川市教育委員会(道教組) 青年部
TEL: 011-742-0792
E-mail: ottona@wef.or.jp (受付: 道教組)

9月14日、15日に、道教組青年部主催行事「オトナの宿泊学習 in 旭川」が行われます。道教組青年部総会を稚内市で開催し、宗谷教組の青年組合員の声を直接聞き取って、その声をすべて実現させました。その結果、2000m級の山を登り、紅葉を見て、層雲峡の温泉に浸かり、90km移動してボーリング・交流会という、青年部らしい、とても魅力的な内容の行事が実現しました! 青年の願いを形にした行事に、各地の青年が結集して成功させたいですね。各地から、積極的に青年を送り出してください。

青年部「オトナの宿泊学習」に みんなで参加しよう!